

■ 成果指標

指標	単位	現状値		実績値				目標値
				R4	R5	R6	R7	
1 民間借上型市営住宅による供給戸数(累計)	戸	82	R2	90	90	95		130
2 木造住宅の耐震化率	%	90.3	R2	91.5	92.1	93		95.0
3 空き家が利活用された件数(累計)	件	23	R2	43	54	60		70
4								
5								
6								
7								
8								

■ 市民アンケート調査

項目	現状値 [R2]	1次 [R5]	2次 [R6]	市民アンケートの考察
1 快適な住環境が整っている	重要度 1.15 満足度 ▲ 0.09	1.26 0.05	1.27 ▲ 0.10	令和6年の能登半島地震を受け、南海トラフ地震等に備えた住宅の耐震化や増加している空き家等への関心が高まっていることから重要度は上昇していると推察される。また、満足度については令和5年度に比べ低下していることから各事業の更なる取り組みが必要である。
2	重要度 満足度			
3	重要度 満足度			
4	重要度 満足度			

■ 施策推進 [施策の方向]

施策の方向	施策推進に関する考察
① 住宅セーフティネットの確保	老朽化の進む市営住宅から東御幸町地内の新たな民間借上住宅へ住み替えを行った。今後も住み替えを進めるとともに、住宅確保要配慮者に必要な住居の提供に努める。
② 安全・快適な住環境の整備	木造住宅の耐震化、狭あい道路の解消に補助金等を交付することで、安全な住環境の確保に努めた。また、宅地等の耐震化を推進するため、国や県と協議を行っていく。
③ 空き家・空き地の対策・利活用	空き家情報バンク制度を通じて適切に空き家情報を提供し、空き家の有効活用を図った。また、空き家の改修に対して補助金を交付することで、空き家の再生を促進した。
④	
⑤	
⑥	
⑦	

総合評価

住宅セーフティネットの確保については、老朽化の進む市営住宅からの住み替えのため、東御幸町地内において民間賃貸住宅5戸の借り上げ及び高塚町地内においても民間賃貸住宅5戸の協定を締結し、住宅確保要配慮者への住居確保の推進が図れた。しかしながら令和7年度末の目標値に対し進捗が遅れている状況であり、引き続き民間賃貸住宅の確保に努める必要がある。安全・快適な住環境の整備については、木造住宅の耐震化に対し無料耐震診断100件を実施し、県との協調による補助金を拡大したことにより、補強計画8件、補強工事7件、除却工事41件に対し補助金を交付し、耐震化率の向上が図られた。また、狭あい道路後退用地整備においては、交付金の活用により、申請箇所について後退用地整備が進捗し、さらに地域の理解や協力により遅延していた後退用地の舗装整備も進捗したことから、狭あい道路解消の効果が発揮された。空き家・空き地の対策・利活用については、特定空家等も含めた市内の空き家調査を行い空家等対策協議会を開催し、新たに特定空家等4件、管理不全空家等26件の認定を行った。また空き家の管理が不十分な所有者に対し適正な管理を依頼し改善を図った。また空き家の活用促進のため、空き家情報バンク制度についてチラシ配布やHP等による広報を行ったことにより、6件の登録と4件の成約につながり、空き家の利活用の促進が図れたが、今後もさらに空き家の増加が懸念されることから、空き家の所有者だけでなく各種関係団体に対し働きかけ、空き家情報バンクへの登録を拡大し、空き家の利活用促進に努める必要がある。

B

まずまず進んだ

今後の展開方針

住宅セーフティネットの確保については、民間借上型市営住宅の促進を図るためには、民間事業者の協力が不可欠であるが、近年の建築資材や人件費の高騰により事業計画の申請につながらない状況であり、同様に物価の上昇等により雇用、所得環境が悪化し低所得者等の住宅確保要配慮者が増加していることから、市営住宅の必要性は高く、民間活力を活用した効率的な市営住宅の運営を図るため、幅広く事業者に対し働きかけを行い事業促進を図るとともに、借り上げ供給目標の見直しや既存の民間住宅の借り上げ等によるコストの縮減についても検討を進める。安全・快適な住環境の整備については、令和6年能登半島地震を受け、南海トラフ地震等に備えた耐震事業への関心が高まっているものの、耐震化率の伸び率は鈍化してきており、耐震診断後、耐震補強や除却工事を行っていない所有者が多いため、所有者に対し相談会等で制度内容の周知を図り、耐震性の低い木造住宅の耐震化を促進していく一方、補助金の拡大に向け国や県との調整を図る。また、狭あい道路後退用地整備については、用地帰属から舗装工事までを確実に実施するための適正な予算確保に努め、安全な住環境の整備推進を図る。空き家・空き地の対策・利活用については、管理不全空家等が35件あり、空き家所有者に対し引き続き行政指導を実施していくとともに、改善されない物件に対する措置方針等を再協議し、適切な措置を講じていく。